# ② 窓口延長業務・マイナンバーカード対応業務を変更します

通常時の窓口職員の確保・マイナンバーカード交付の促進を図るため、笠間支所、岩間支所で行っている窓口延長業務を11月より本所に集約し、支所での窓口延長業務を廃止します。

新たなサービスの導入と、マイナンバーカードの利便性向上を図っていきますので、ご理解と ご協力をお願いします。

## 〇11 月から窓口延長業務が本所のみとなります(笠間・岩間支所の窓口延長業務を廃止)

本所開庁日	日曜日	水曜日
開庁時間	午前8時30分~正午	午後 5 時 15 分~7 時 30 分
開庁課	市民課、収税課	市民課、保険年金課、収税課

- ※日曜日の収税課は第4日曜のみ実施。
- ※税務課の窓口延長業務は廃止となります。

#### 〇11 月から新たなサービスが始まります

- ①市民課で窓口延長時にマイナンバーカードの交付ができるようになります。
- ②笠間支所市民窓口課と岩間支所市民窓口課で煩雑なマイナンバーカード申請を職員が一緒に 行います。
- ※①②ともに予約が必要となります。

## 〇マイナンバーカードがあればさまざまなサービスが受けられます

本所の端末やコンビニで証明書が取得できます。

【取得できる証明書】住民票、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、課税証明書、所得証明書 【利用時間】本所の端末:開庁時間内

コンビニ:午前6時30分~午後11時(12月29日~1月3日を除く)

【今後マイナンバーカードで受けられるサービス (予定)】

健康保険証として利用、特定健診情報の閲覧、薬剤・医療費情報の閲覧、お薬手帳として代替活用 問 市民課(内線 147) 税務課(内線 110)

笠間支所市民窓口課(内線 71212) 岩間支所市民窓口課(内線 73185)

# ③ 複数税率対応レジの導入・改修への補助制度の期限が迫っています

10月に始まる消費税軽減税率制度に向け、国から複数税率に対応するレジの導入支援があります。 補助率 原則 3/4 (3万円未満のレジ購入の場合 4/5)

補助上限 レジまたは券売機1台あたり20万円

※ 商品マスタの設定等が必要な場合には、プラス 20 万円で上限 40 万円 (1 事業者あたり上限 200 万円)。

導入·支払完了期限 9月30日(月)

**申請期限** 12月16日(月)

申請方法 自身で申請書を作成する個人申請と、メーカーなどを通して行う代理申請があります。 また、購入したレジの種類によって申請様式が異なりますので、詳細は軽減税率対策補助 金ホームページをご確認ください。様式はホームページからダウンロードできます。

申請先 〒115-8691 赤羽郵便局私書箱 4 号 軽減税率対策補助金事務局 申請係

間 軽減税率対策補助金事務局 Tu 0120-398-111 HP http://kzt-hojo.jp/ 商工課(内線 511)

